

目 次

令和5年2月27日（月曜日）	
議事日程（第1号）	
開議（午前9時30分）	
招集告示	1
議会運営委員会委員長報告	2
開会、開議	6
諸般の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
閉会中の継続調査結果報告	7
（総務建設常任委員会）	7
（教育民生常任委員会）	1 1
（議会活性化特別委員会）	1 4
委員長報告に対する質疑	1 4
（総務建設常任委員会）	1 4
（教育民生常任委員会）	1 5
（議会活性化特別委員会）	1 5
休憩（午前10時16分）	1 5
再開（午前10時25分）	1 6
施政方針の説明	1 6
休憩（午前11時14分）	2 8
再開（午前11時20分）	2 9
議案の上程、提案理由の説明	2 9
（議案第1号～同意第1号）	
休憩（午後0時14分）	4 3
再開（午後0時20分）	4 4
散会（午後0時59分）	5 2

令和 5 年 3 月土庄町議会定例会会議録

土庄町告示第 10 号

令和 5 年 3 月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 5 年 2 月 20 日

土庄町長 岡 野 能 之

- 1、期 日 令和 5 年 2 月 27 日（月）
- 2、場 所 土庄町役場 議場

令和 5 年 2 月 27 日（月曜日） 午前 9 時 30 分 各議員着席

○議長（高橋正博君）

おはようございます。

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

傍聴席の皆さまにお知らせします。6 月定例会より議会の録画配信を実施しております。受付で説明がありましたとおり、映像に映り込む場合がありますので、ご了承の上、傍聴いただきますようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症防止のため、議場内でのマスクの着用、咳エチケットにご協力をお願いします。なお、発言の際にはマスク着用のまま、ゆっくりと明瞭に発言していただきますようお願いいたします。

開会に先立ちまして、表彰状ならびに記念品の伝達を行います。

去る 2 月 16 日、第 74 回香川県町村議会議長会定期総会におきまして、全国町村議会議長会会長から、町議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されたとして、川本貴也議員が表彰を受けられました。

これより表彰状ならびに記念品の伝達を行います。川本貴也君。

（川本貴也議員 登壇）

○議長（高橋正博君）

表彰状 香川県土庄町 川本貴也殿。

あなたは、町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績は誠に顕著であります。よってここにこれを表彰します。

令和 5 年 2 月 8 日 全国町村議会議長会会長 南雲正 代読。

○議長（高橋正博君）

表彰を受けられました、川本議員、誠におめでとうございます。皆さまとともに喜びを申し上げます。

以上で、表彰状ならびに記念品の伝達を終わります。

続きまして、町長から本定例会招集のご挨拶がございます。

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

おはようございます。

本日、令和 5 年 3 月土庄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日提案の議案につきましては、令和 4 年度補正予算関係が 6 件、令和 5 年度当初予算関係が 9 件、条例関係が 25 件、財産の処分についてが 1 件、人事案件 1 件、そのほか 1 件の合計 43 件でございます。新年度の施策の詳細につきましては、施政方針で述べさせていただきます。本定例会は、令和 5 年度の土庄町における基本方針をご審議いただく定例会であります。

よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶といたします。

議会運営委員会委員長報告

○議長（高橋正博君）

去る 2 月 20 日、議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の運営等について、ご協議をお願いいたしました。

その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

議会運営委員長 濱野良一君。

○議会運営委員長（濱野良一君）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告申し上げます。

本委員会は去る 2 月 20 日、9 時 30 分より委員会室におきまして、3 月議会定例会の会期、日程等を審議いたしました。

まず、会期でございますが、2 月 27 日から 3 月 9 日までの 11 日間とし、本

会議の開催は本日と、28日、3月9日の3日間を予定しております。

次に、会議の進め方でございますが、本日は、冒頭に各委員長から閉会中の継続調査結果についてご報告をいただき、そのあと報告に対する質疑を行います。

続きまして、町長より令和5年度施政方針についての説明をいただき、次に執行部より、令和4年度補正予算、令和5年度当初予算、条例関係議案、財産処分、人事案件の各議案を一括して提案、説明を受け、散会する予定でございます。

28日の本会議では、初めに令和4年度補正予算に関する議案第1号から第6号までの質疑、討論、採決を行います。

次に、同意第1号の質疑、採決を行います。

その後、令和5年度施政方針に対する質疑。続いて、令和5年度当初予算および条例関係等の議案第7号から第42号までの質疑を行います。

質疑が終わりますと、議案第7号から議案第42号までを各常任委員会へ付託して審査をお願いします。

続いて、福本耕太議員に対する処分要求の件について、閉会中継続審査の委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

続いて、三木俊明議員に対する処分要求の件について、閉会中継続審査の委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

3月2日は、9時30分より総務建設常任委員会を開催し、付託議案の審査をお願いいたします。総務建設常任委員会終了後、議会運営委員会を開催いたします。

3月3日は、9時30分より教育民生常任委員会を開催し、付託議案の審査をお願いいたします。

3月9日の本会議は、各常任委員長より付託議案の審査結果報告を受け、これに対する質疑をお願いいたします。

続いて、一般質問を行います。一般質問の通告期限は、明日28日の正午となっております。質問は提出順にさせていただく予定ですので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第7号から議案第42号までの討論、採決をお願いします。

最後に、閉会中の継続調査申し出についての採決をお願いしたいと考えております。

スムーズな運営にご協力いただき、3月議会定例会を終了する予定にしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（高橋正博君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本定例会は、本日から３月９日までの１１日間を予定しております。運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和5年2月27日（月曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（小 川 務君）	2 番（井藤茂信君）	3 番（大野一行君）
5 番（福本達雄君）	6 番（三木俊明君）	7 番（濱野良一君）
8 番（福本耕太君）	9 番（川本貴也君）	10 番（井上正清君）
11 番（木場隆司君）	12 番（高橋正博君）	

2、 欠席議員 4 番（鈴木美香君）

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（岡野能之）	教 育 長（港 育広）
副 町 長（山本浩司）	参事兼企画財政課長（鳥井基史）
総 務 課 長（笹山恵子）	税 務 課 長（渡辺志保）
健康福祉課長（石床勝則）	住民環境課長（堀 康晴）
建 設 課 長（濱口浩司）	農林水産課長（塩見康夫）
商工観光課長（蓮池幹生）	出 納 室 課 長（須浪美香）
教育総務課長（佐伯浩二）	生涯学習課長（宮原正行）
企画財政課課長補佐（中村友幸）	総務課課長補佐（山本詳司）

議会事務局職員

議会事務局長（三枝恵吾）	書記（三浦博樹）
--------------	----------

議事日程 第1号

別紙のとおり

開会、開議

○議長（高橋正博君）

ただ今の出席議員は、11名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年3月土庄町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりであります。

諸般の報告

○議長（高橋正博君）

日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

町長より業務報告を受けております。お手元に、印刷配布しておりますので、朗読は省略いたします。

監査委員より検査の報告を受けております。お手元に印刷配布いたしておりますので、朗読は省略いたします。

諸般の報告は以上です。

会議録署名議員の指名

○議長（高橋正博君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、土庄町議会会議規則第125条の規定により、議長において8番 福本耕太君、9番 川本貴也君を指名いたします。

会期の決定

○議長（高橋正博君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、2月27日から3月9日までの11日間にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から 3 月 9 日までの 11 日間と決しました。

閉会中の継続調査結果報告

○議長（高橋正博君）

日程第 3、閉会中の継続調査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長 三木俊明君。

○総務建設常任委員長（三木俊明君）

おはようございます。

閉会中の 1 月 27 日、2 月 9 日および 2 月 17 日に総務建設常任委員会を開催しましたので、その内容を報告いたします。

1 月 27 日の委員会では、官製談合再発防止対策検討委員会答申を受けての再発防止策について説明がありました。

答申書における再発防止対策は、大きく 6 つに分類されている。

1 つ目が、権限の分散、情報漏洩対策の徹底、2 つ目が、公平性、競争性の確保、3 つ目が、ペナルティ措置の拡大による抑止力の向上、4 つ目が、執行体制等の改革、5 つ目、監視、検証体制の強化、6 つ目、職員倫理、服務規範の徹底であります。項目ごとに答申の内容とそれに対する対応策について説明がありました。

基本的には、現行入札制度においての適正、厳格な改善策が答申されており、今後は執行部が示した対応策を確実に実施していくことが重要であると思われます。その中で、新たな取り組みとしましては、決裁区分の見直しと予定価格の封かんプロセスの分離、一般競争入札の適用範囲の拡大、土庄町入札契約監視委員会の設置、捜査機関との連携体制の構築、特別職、職員に対する倫理条例、施行規則の策定、土庄町公正入札、官製談合防止マニュアルの策定等であります。今回示された対応方針は、あくまでも現時点のものであり、入札制度に混乱が生じる恐れのある場合は、令和 5 年度に予定している対策が 6 年度以降にずれ込むことも考えられるとの説明がありました。

委員から、「入札の執行体制を総務課から会計課に変えるということは、現出納室を充実させるという考えか」との質問に、今より業務が増えるので、業務量に合わせた人員配置を考えていくとの回答がありました。

また、一般競争入札の適用範囲の拡大について、「できるだけ地元業者が参画できるように中たちで考えてほしい」との意見、「監視委員会の体制について」の質問があり、監視委員会は常設になるので、町が執行していく入札制度自体

を定期的に指導してもらう委員会として想定しているとの回答がありました。

また、委員から「前町長に退職金は払われたのか」との質問に、「退職金については、町ではなく退職手当組合から支払われるものである。退職手当組合のルールにより支払われていない」との回答がありました。

また、委員から「前町長は、刑事責任を受け、刑事的な責任は果たしたというような考え方になるかと思うが、行政的な責任について、町は今後どのような対応していくのか」との質問に、「行政的な責任について考えられるケースとして、損害賠償請求ということを住民も考えられると思う。町として損害賠償請求が可能かということを顧問弁護士に相談をした。今回の事件については、共同不法行為といい、法律的に一緒にやった人がいて初めて成立する行為であり、町が受けた損害に関しては、その共同不法行為した関係者の誰かが金銭的な損害の賠償をしたら、関わり合った関係者全員から賠償したことになる。

町は、すでに違約金を受領しているが、違約金の額が金銭的な損害として積み上げられた額を越えているため、損害賠償としては、法的にはすることができないという結論をいただいた。法を曲げてまで損害賠償請求できないので、そこについては難しいと考えている。町は、「被ったものを跳ね返して、次のステップに向けて真摯に努力してまいります」という姿勢を見せていくしかないと考えている。住民には、そのあたりのことを地道に伝えていくしかないと思うとの回答がありました。

委員から「町民からしたら、この問題に関しての行政的な切り際ができていないじゃないか」「一体どうなっているのか」というような意見も聞かれる。今の考えをきちんと町民に発信して、町民の理解をいただくようなかたちで動いていただきたいとの意見がありました。

2月9日の委員会では、まず総務課より4点説明がありました。

1点目、個人情報保護制度の変更についての説明があり、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、従来、民間事業者と国、地方公共団体は、それぞれ異なる個人情報の保護に関する規律が適用されていたが、今後は、改正法に統合され、全国的な共通ルールとなる。また、各地方公共団体の条例は、改正法により許容される範囲内において、必要な事項を規定するものとされるとの説明がありました。

町においても改正法の適用を受けることとなり、現在の土庄町個人情報保護条例の規定の大半が、改正法に規定されていることから、現行条例を廃止した上で、土庄町個人情報保護法施行条例を制定し、改正法施行のために必要な事項を、新条例に定めることとなるとの説明がありました。

2点目、地方公務員の定年延長に伴う制度改正について、役職定年制の導入、定年前再任用短時間勤務制の導入、高齢者部分休制度（後ほど、訂正あり）の

導入、管理職の範囲の見直しについて説明がありました。

3 点目、「電力、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金事業」は 1 月末で終了し、その給付状況の説明がありました。

4 点目、土庄町多目的交流施設 とのたる館の利活用について、施設の改修は令和 3 年度から実施しており、現在、電気設備工事を実施中で完成は 3 月上旬を予定している。続けて、エリアごとの用途の説明があり、今後も部分的な改修を進めていく予定で、全ての部屋の同時供用開始は難しいと考えている。準備が整ったエリアから順次供用を開始したい。また、旧土庄高校跡地については、造成、排水設備、施設内道路を一体的に整備する予定としているとの説明がありました。

次に、企画財政課から 6 点。

1 点目、第 7 次総合計画についての進捗状況について現時点でとりまとめた素案の説明がありました。

2 点目、若者住宅取得助成事業補助金について、住宅を新築または購入する費用の一部を補助するものとなっており、若者、子育て世代の定住を促進し、人口減少および少子化を抑制して人材の確保につなげることを目的としているとの説明がありました。

3 点目、U ターン同居リフォーム支援事業補助金について、町内の実家に転入する際に、実家のリフォーム費用の一部を補助することにより、U ターンの若者、子育て世代の移住、定住を促進することを目的としているとの説明がありました。

その他にふるさと納税の実績の説明があり、1 月末の速報値として令和 4 年の入金額は 2 万 438 件、3 億 2859 万 9 千円であった。

また、瀬戸、高松広域連携中枢都市圏の形成に関する協約の変更について、神戸市、高松市、土庄町および小豆島町との連携、協力に関する協定についての説明がありました。

次に、建設課から 8 点。

沖之島離島架橋事業、町道要鉄川西線道路改良工事および刈崎都市下水路事業についての進捗状況の説明のあと、東元浜ポンプ場整備事業について、旧土庄高校跡地の約 3 分の 2 の面積の雨水を集水し、φ150 mm 水中ポンプ 2 基で排水する計画をしているとの説明がありました。

委員から、高潮のときは土渕海峡から高校跡地に海水が逆流するので、県土木と連携をとって、高校跡地が海にならないようにお願いするとの要望がありました。

5 番目、土庄町立地適正化計画について、昨年 10 月に関連計画や他部局の施策等に関する情報整理と町の現況および課題の整理、分析をし、防災を含めた

まちづくり方針の検討を行い、都市機能や居住をどのように誘導していくべきか検討することとなる。3月末までに今年度作業分の中間取りまとめを行い、住民向けの報告会を開催する予定であるとの説明がありました。

6番目、土庄町営住宅等長寿命化計画について、現計画が令和4年度に計画期間を終了するため、令和5年度より10年間の計画とし、おおむね5年ごとに定期的に見直しを行う。建て替えや用途廃止、計画的な修繕、改善により長寿命化を図るものの判別を行い、効率的、効果的な「ストックマネジメント」を進めるための計画であるとの説明がありました。

7番目に行者原住宅建替事業について、老朽化した改良住宅の建て替えを目的としており、昨年度に基本計画が完了し、今年度は基本設計等業務を行っているとの説明がありました。

8番目に王子前分譲地の売却について、1件の買い受け申し込みがあり、3月議会において、財産の処分についての議案を提案する予定との説明がありました。

次に、農林水産課から2点。

1点目、農林水産業活性化緊急支援事業（第2次）について、令和3年度にも実施したが、新型コロナウイルスに加え、昨今の燃料価格、物価の高騰により、設備の更新および事業の拡大を控えている農林水産事業者に対し、安定的な事業継続と農林水産業の活性化を目的に、設備投資等の費用の一部を補助しようとするものとの説明がありました。

2点目、農業集落排水施設は平成7年度から供用開始し、今年度で28年目を迎えている。今後、大規模改修が見込まれることから、合併浄化槽を導入し、集落排水施設を廃止する案と今後も農業集落排水を維持する案の調査、検討を行った。

合併浄化槽を導入する場合は、地元の理解と全体で2億6300万円の経費がかかる。また、大規模改修の場合は約4億円の試算となった。

今後の運営方針としては、合併浄化槽の切り替えには、導入が困難な住宅もあり、現時点では困難な状況である。現存施設の耐用年数の残存期間も残っていることから、当面は事業を継続していきたいと考えており、地元自治会とは運営方針等の協議を行っていくとの説明がありました。

委員から「残存期間はどのくらいか」との質問に、耐用年数が50年なのであと22年残っているとの回答がありました。

次に、商工観光課から2点。

1点目、小豆島における観光団体の一本化について説明がありました。

現状、一般社団法人小豆島としょう町観光協会（後ほど、訂正あり）、小豆島町観光協議会、小豆島観光戦略会議、一般社団法人小豆島観光協会がある。

これらを一本化して、包括的に小豆島の観光施策に取り組むことで、小豆島全体の観光、産業、文化の振興に寄与していきたいと考えている。具体的に決まっていないが、土庄町部会、観光戦略部会、小豆島町の部会の 3 つの部会を作り、それぞれの継続課題をクリアして、将来的には集約一本化するイメージである。一本化の時期は、令和 5 年 4 月 1 日をめどに鋭意努力しているところである。

また、現在の小豆島とのかいしょう観光協会が行っている、他の団体と違う特殊な営利の事業部門については、新組織の設立を想定しているとの説明がありました。

2 点目、地域雇用活性化推進事業について、具体的な施策が徐々に始まってきており、事務局から各企業への訪問、説明も行っており、今実施しているセミナー等についても、多くの企業や求職者の参加があるとの説明がありました。

また、タートルフルマラソン、小豆島石丁場調査委員会、劇場版からかい上手の高木さんの報告がありました。

2 月 17 日の委員会では、まず、建設課から町道沖之島線道路整備工事（橋梁下部工）（第 1 工区）の工事請負契約の変更についての報告を受けました。

続いて、官製談合再発防止策について、議会の対応を協議いたしました。

答申内容をふまえて、議会のチェック機能としての項目を取りまとめ、全員協議会で承認を得た上で、総務建設常任委員会からの提言として議長に提出し、土庄町議会として町長に提出することで委員の了承を得ました。

以上で、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○総務建設常任委員長（三木俊明君）

申し訳ありません。私の説明の中で、少し間違いがありましたので訂正をいたします。

まず、総務課の報告部分ですが、高齢者部分休制度と申し上げましたが、「高齢者部分休業制度」に訂正をいたします。

それと、商工観光課のほうで一般社団法人小豆島とのかいしょう町観光協会と申し上げましたが、「一般社団法人小豆島とのかいしょう観光協会」の間違いでした。訂正いたします。申し訳ございませんでした。

○議長（高橋正博君）

教育民生常任委員長 木場隆司君。

○教育民生常任委員長（木場隆司君）

おはようございます。

閉会中の令和 5 年 2 月 10 日に教育民生常任委員会を開催しましたので、その

内容を報告いたします。

生涯学習課から、地域文化財総合活用推進事業の進捗状況について説明がありました。

文化庁の補助事業地域の伝統行事等伝承事業に対して、国指定文化財等以外で自治会 13 団体と国指定文化財等で肥土山農村歌舞伎保存会から要望があり、文化庁から採択されているが、全 14 団体のうち、すでに事業が完了している団体もあり、3 月末までには全ての事業が完了予定であるとの説明がありました。

次に、健康福祉課から 2 点。

1 点目、本年 8 月から実証実験として運行していたデマンドタクシーについて実績報告ならびにアンケート調査の報告があり、利用状況は、令和 5 年 1 月 31 日現在の利用登録者数 42 人となっているが、現在までデマンドタクシーを利用した方はいない。実証実験およびアンケート結果を受けて、実証実験については 3 月末で一旦終了とする。今後、デマンドタクシーも必要と考えているので、オーリーブスなどの公共交通機関や福祉バスとのバランスを考慮しながら検討していきたいとの説明がありました。

2 点目、すこやかエンゼル祝金について、本町においてもここ数年は、とくに出生数が減少しており、少子化対策の一環として、現行、第 3 子以降を対象としていたエンゼル祝金を見直し、第 1 子の誕生から祝金を支給しようとするものである。第 1 子からの要件として、令和 5 年 4 月 1 日以降に出生した新生児から適用し、3 月議会での条例改正を予定しているとの説明がありました。

住民環境課から 3 点。

1 点目、土庄町汚泥再生処理センターについて、御影浄苑の基幹改良工事に係る期間と費用の説明があった。物価高による資材の高騰、入荷時期の遅延により、工事期間は令和 5 年から令和 7 年となり、事業費は 6 億 5460 万 9 千円から 8 億 5057 万 3 千円へと増額となった。交付金の補助率は、3 分の 1 である。

来年度初頭に期限付き一般競争入札行い（後ほど、訂正あり）、令和 5 年度中に落札業者が工程表および設計書を作成し、6 年度、7 年度で工事を実施するとの説明がありました。

委員から「改良工事を行って何年持つのか」との質問に、最低 10 年以上は持つとの回答があり、「基幹改良とは具体的にどのようなものか」との質問に、二酸化炭素排出を抑制する事業に対しての交付金事業なので、ポンプ等に関しての交換がメインになるとの回答がありました。

2 点目の二酸化炭素排出抑制対策事業について、現在、土庄町では 2030 年度における二酸化炭素排出量目標を 74%と定めている。再生可能エネルギー導入に向けた提案募集を実施したところ、1 社から提案書を受理した。提案内容は、「発電事業会社」を立ち上げるとともに、土庄町が所有する施設等に太陽光発

電システムを設置し、双方間で電力購入契約を締結するもので、官民共同で再生エネルギーと脱炭素社会の推進を図っていくとのものである。当該提案内容を基に、環境省の補助事業である再生エネルギー調査業務へ応募し、事業の具体性等を検討したいと考えているとの説明がありました。

委員から「調査業務はどういう調査なのか」との質問に、基本的には書類上、どういうところにどういう設備を置いて、どれだけの費用対効果があるかを環境省の調査業務で明らかにしていくもので、駄目だとなれば中断することも可能との回答がありました。

3 点目、土庄町土地開発公社所有地の取り扱いについて、灘山の公社所有地については、一般廃棄物最終処分場用地として、町が土地開発公社に先行取得を依頼し、町と公社間において先行取得に関する契約書を締結している。

しかし、その後、当該土地を採石計画区域から外すための法面是正や緑化計画について、香川県との協議が難航し、進捗がないまま現在に至っている。法面是正や緑化等の措置には莫大なコストがかかることから、町がこれを行うのは不可能であり、民間事業者との間で土地交換の協議を行ったこともあるが、現在に至るまで、当初の目的であった一般廃棄物最終処分場用地としての、めどは立っておらず、昨年 11 月の本委員会でも説明したとおり、最終処分場の候補地からは外している状況である。

こうしたことから、当該土地については、平成 23 年に公社が先行取得して以降 10 年余の間、公社所有のまま、先行取得費用は金融機関からの借入金で賄っている。借入金については、本年 5 月に借り換え時期を迎え、更新するには、さらに利息を負担し続けなければならない。町としては、無駄な利息負担を回避するため、借り換え前に、町において当該土地を買い取ることが望ましいと考えているとの説明がありました。

委員から、「およその買い取り金額は」の質問に 2 億 2000 万ほどかかるとの回答があり、「土地開発公社に依頼して塩漬けになることを防ぐ対策が必要では」との質問に、この土地の整理ができれば来年度以降、解散に向けて手続きを進めていきたいと回答がありました。

以上で、閉会中に開催された教育民生常任委員会の報告を終わります。

○教育民生常任委員長（木場隆司君）

失礼しました。訂正いたします。

住民環境課の、「来年度初頭に制限付き一般競争入札を行い」が正確なところ、期限付き一般競争入札と申し上げました。一般制限付き競争入札（後ほど、訂正あり）に訂正してお詫び申し上げます。失礼しました。

○教育民生常任委員長（木場隆司君）

すみません。正しくは、「来年度初頭に制限付き一般競争入札を行い」が正しい表現でございました。失礼しました。

○議長（高橋正博君）

議会活性化特別委員長 三木俊明君。

○議会活性化特別委員長（三木俊明君）

閉会中の２月１３日に議会活性化特別委員会を開催しましたので、その内容を報告いたします。

まず、タブレットを使ってオンラインでのデモ会議を行いました。説明を受けながらではありましたが、ひと通り実施することができました。今後のデジタル社会推進に伴い、多くなるであろうオンライン会議に対応できるよう、取り扱いに慣れて行くために実施をいたしました。

続いて、議会基本条例制定について、前回の委員会で経過説明がありました。が、改選までに基本的なことを作成し、今の委員会から改選後に継続して審議をしていただくことを現議長に申し送りする。

改選後の委員会で審議していただいて、令和５年度中をめどに議会基本条例を作成していただく流れで、要望を出していくことで全委員の了承を得ました。

続いて、会議資料のペーパーレス化について、タブレットだけでの会議となると、当日にデジタル資料を見ての審議となり議論がしづらい。会議の２日前には各委員に資料をデータでもらいたい。取り扱いには注意が必要だが、議会の議論を深めるためにも執行部に要望していただきたいとの意見があり、異議なく了承されました。

以上で、議会活性化特別委員会の報告を終わります。

○議長（高橋正博君）

これをもって、各委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（高橋正博君）

これより、総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、

これをもって終了いたします。

○議長（高橋正博君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（高橋正博君）

議会活性化特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、議会活性化特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

休憩

○議長（高橋正博君）

ここで暫時休憩いたします。再開は、10 時 25 分とします。

休 憩 午前 10 時 16 分

再 開 午前 10 時 25 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（高橋正博君）

再開します。

冒頭に報告が漏れておりましたが、鈴木議員より欠席届を受理しておりますことをご報告申し上げます。

施政方針の説明

○議長（高橋正博君）

日程第 4、町長より令和 5 年度施政方針について説明を求めます。

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

本日、令和 5 年 3 月土庄町議会定例会において、令和 5 年度の予算案および関連諸議案をご審議いただくにあたり、町政運営に対する私の考え方と各施策の方向性について申し述べ、議員各位ならびに町民の皆さまの深いご理解とご協力を賜りたいと存じます。

冒頭に、現在も医療、介護などの現場で、新型コロナウイルス感染症に向き合い、感染拡大防止や治療に当たられている医療、介護従事者の方々をはじめ、町民の生活基盤を支えている関係者の皆さまに改めて深い敬意と感謝の意を表します。

新型コロナウイルス感染症拡大というこれまで経験したことのない未曾有の事態が発生してから、3 年が経過しようとしております。この間、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用などにより、私たちの社会、経済は大きな影響を受け、日常生活においても多大な変化と制約を余儀なくされました。加えて、昨年からは、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇や円安の影響などにより、エネルギー、原材料、食料価格の高騰が続いています。

こうした状況の中、国は賃上げの提唱とともに、デジタル技術や最先端技術などの成長分野への投資促進などにより、経済回復や経済成長を軌道に乗せていくとしております。また、「異次元の少子化対策」については、3 月末までにたたき台をまとめる方向とするほか、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付け変更など、社会経済活動の正常化を進めつつあります。

町といたしましても、国の動向等を注視しつつ、町民生活と地域経済の再生に向け、鋭意取り組んでいく必要があります。

また、今月 6 日に発生したトルコ、シリア地震で被災された方々や甚大な被害に対する国際的支援ならびにウクライナ戦争の解決に向けた外交努力をわが国として、最大限尽くしていくよう求めたいと思います。

さて、私が、昨年 1 月に町長に就任してから、1 年 1 カ月が過ぎました。

この間、新型コロナウイルス感染症対策を最優先課題とし、ワクチン接種や感染拡大防止対策に万全を期すとともに、町民生活や地域経済への緊急支援として、特別給付金の支給や原油および物価高騰対策支援事業などに時期を失しないよう取り組んでまいりました。さらには、ウィズコロナの動向を見極めながら、小豆島まつりや瀬戸内国際芸術祭 2022、1 月のタートルフルマラソン全国大会などのイベントも開催してまいりました。

深刻化している少子化への対応や子育て支援としましては、子ども医療費支給事業を 18 歳まで拡充したほか、出産、子育て応援交付金の創設、不妊治療と不育症治療に係る治療費助成の拡充、こども園におけるおむつ持ち帰りの解消などを行いました。

また、沖之島架橋事業での官製談合事件への対応としましては、「官製談合再発防止対策検討委員会」の答申に基づく再発防止対策に順次取り組み、町政に対する信頼回復に努めていくこととしております。

そして、今後の 10 年間を展望し、わが町土庄町で豊かに住み続けられる地域社会を町民の皆さまとともにつくっていくため、町の最上位計画であります「第 7 次土庄町総合計画」の策定に鋭意取り組んでいるところでございます。

令和 5 年度の新年度予算編成に当たり、私は、人口減少や少子化、地域経済の衰退といった土庄町の課題に改めて向き合ったとき、どうしても欠かせないもの、不可欠なのは「人」であるとの思いを強くいたしました。そこで、令和 5 年度は、「働く場所や雇用の確保」「子育て支援の充実」「移住、定住の促進」といった人口の維持、増加に少しでも結びつくものを重点施策にすると決め、予算編成いたしました。

つきましては、令和 5 年度の主要な施策について、現在策定中の「第 7 次土庄町総合計画」における 5 つの柱に沿って、ご説明申し上げます。

第 1 の柱は、「地域資源と人との築く、産業振興とにぎわいのまちづくり」であります。

昨年実施した住民アンケートでは、土庄町の良いところは、「自然や文化などの地域資源や人とのつながり」であるとの意見を多くいただきました。

こうした面を生かし、見てみたい自然、体験してみたいアクティビティ、味わってみたい特産品などを充実させ、小豆島ブランドを確立、強化することにより産業の活性化を図り、交流、関係人口を拡大するとともに、移住、定住施策にもつなげていき、人口減少の抑制を図ってまいります。また、オフィスや

企業の誘致に努めるほか、企業、大学との連携、協働活動を各種産業の活性化に結び付けていく方策を探るなど、さまざまなつながりから産業の広がりを促進し、にぎわいのあるまちづくりを目指してまいります。

土庄町の主要産業の一つは、観光産業であります。しかしながら、コロナ禍や担い手不足により、観光関連施設は大きな痛手を被っており、観光産業の再建が急務となっております。行政としても、アフターコロナに向けた観光誘客施策や持続可能な観光施策を推進していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、「小豆島とのおしょう観光協会」は、発展的に「小豆島観光協会」と一本化することとし、包括的に小豆島、豊島地域全体の観光施策を強力に推進してまいります。

そして、観光庁のモデル事業の採択を受けた「持続可能な観光推進事業」に小豆島町とともに取り組み、国内外から選ばれる観光地を目指します。

また、新たな観光資源になりつつあるアウトドアについて、地域提携しているアウトドアメーカーとのさらなる連携を図り、小豆島全体をとらえた体験型ツアーの造成にも取り組んでまいります。

令和元年、日本遺産に認定された「海を越え、日本の礎を築いたせとうち備讃諸島」につきましては、2市2町連携のもと、継続して事業に取り組み、さらなる認知度向上、地域及び観光産業の活性化を図ってまいります。

昨年、映画化されたアニメ「からかい上手の高木さん」は、土庄町を舞台としたご当地アニメとなり、多くのファンが聖地巡礼として訪れるなど、町の知名度やイメージの向上、ならびに本町への経済効果に大いに寄与し、たいへんありがたく思っております。令和5年度も小豆島まつりとのコラボイベントを実施するとともに、関係者および団体との連携を強化し、アニメを活用した観光施策を推進してまいります。

今月15日には、神戸市、高松市、小豆島町との2市2町による連携、協力に関する協定を締結いたしました。この2市2町は、航路によって結ばれており、2025年に開催される予定の「大阪、関西万博」や「瀬戸内国際芸術祭 2025」の折には、国内外からの誘客が期待できますので、幅広い人的、物的交流が生まれるよう、プロモーション活動や受け入れ体制の充実を図ってまいります。

私は、土庄町にとりまして、北部の観光開発は、誠に重要であると考えております。埋もれた観光資源をブラッシュアップし、北部にも人を呼び込む流れを生み出すため、北部の観光拠点である大坂城残石記念公園において、新たに地域おこし協力隊を採用し、石の歴史を物語る文化財と観光の両方の視点から、地域の活性化を検討してまいります。

これらの事業により、土庄町が持つ地域資源や強みを結び付け、点から線へ、そして面へと広げることで、交流人口および関係人口の拡大や滞在型観光につ

なげ、小豆島、豊島地域の観光経済の再生と活性化を図り、ひいては、活力に満ちた島づくりと、その持続的発展を目指してまいります。

次に、雇用対策としましては、昨年 10 月、土庄、小豆島両町および各町商工会などで構成する「小豆郡地域雇用創造協議会」が発足いたしました。同協議会を主体として、島の主要産業である観光と食品製造業を中心に、デジタルを活用した情報発信等の強化による企業や地域の魅力向上、人材育成および就職促進の支援を主な取り組みとする「島ワークプロジェクト」を進め、魅力ある働く場所や人材の確保を図ってまいります。

旧土庄高校校舎を改装中の「とのたる館」におきましては、いよいよ令和 5 年度からレンタルオフィスの供用開始を予定しております。「とのたる館」では、レンタルオフィスのほか、サテライトキャンパスやシェアオフィスも整備する予定で、幅広い年代の町民と企業や学生との交流の場としても活用してまいりたいと考えております。

商工業、サービス業の振興を図るため、令和 4 年度に販路開拓支援事業を立ち上げました。これは、展示会への出展や商談等に幅広く使える補助金で、5 年度も引き続き、意欲のある事業者を支援してまいります。そのほか、物価高騰等対策支援事業も継続し、地域経済の再生、活性化を図ってまいります。

6 月には、「第 3 回全国そうめんサミット 2023in 小豆島」が開催されます。関係団体および小豆島町とスクラムを組み、小豆島の特産品である素麺の魅力を全国に発信し、需要の掘り起こしと地場産業の発展を図ってまいります。

農林業の振興としましては、次世代を担う農業者である認定農業者や認定新規就農者に対し、農業経営や機械設備等の導入を支援し、担い手および働く場所の確保を図り、安定的な農業経営の推進、農業生産の維持、拡大に努めてまいります。

荒廃農地等を活用するため、基盤整備や栽培管理、加工に必要な施設および機械の導入を支援し、経営耕地および営農拡大を図り、6 次産業化や地域農業の活性化につながるよう努めてまいります。

イチゴ、アスパラ、花きなどの戦略産品の出荷に係る輸送費を支援し、事業者の負担軽減および競争力強化を図り、雇用の拡大に努めます。

農地および農村環境の保全や施設の長寿命化を図る活動に対する支援および有害鳥獣被害の軽減対策についても継続して取り組み、農業従事者の意欲向上と耕作放棄地の解消を図ってまいります。

地産地消および地域資源を活用した活性化の推進として、地域おこし協力隊を増員し、地元との連携のもと、小豆島オリーブ牛、小豆島イチゴ、小豆島ミカンなどのブランド産品、そして、豊島棚田での農業プロジェクトにおける産品力の強化や商品開発、情報発信や各種イベントに取り組み、地域農業の活性

化、6次産業化、担い手の確保に努めます。

森林環境の保持や担い手の育成に向け、間伐や下刈りなどの森林管理や松くい虫やナラ枯れ被害に対する防除事業に継続的に取り組み、健全な森林の保全を図るとともに、森林整備促進基金を積み立て、間伐木材の利用促進や担い手確保などに有効活用してまいります。

水産業の振興としましては、漁業経営の近代化を促進するため、漁協が行う漁業施設整備を支援し、高品質な水産物の安定的な生産と、働く場所の維持、確保に努めます。

また、各漁協や漁業者、さらには包括協定を結ぶ大学と連携し、漁業の魅力、小豆島島鰯をはじめとする水産物の情報発信やブランド力の向上に取り組み、消費および販路拡大、担い手の確保を図ってまいります。

次に、移住、定住の促進についてであります。令和5年度の新規事業として、若者や子育て世代の定住およびUターンを促進するため、新たに住宅確保に対する助成を行います。

なお、引き続き、小豆島町、NPO法人、地域おこし協力隊と協働し、移住に関する情報発信、移住希望者への支援や助言、空き家の利活用促進等に取り組み、移住者の受け入れ体制の充実、地域力の向上を図ってまいります。

さらには、奨学金を活用して大学等を卒業後、Uターンし、郡内の事業所に就業している方に対して、奨学金の返還を支援する制度を新たに創設いたします。これにより、返還を実質的に免除することで、地域の雇用および人材の確保を図ってまいります。

また、包括協定を締結しております大学4校の活動拠点である「夢すび館」に加え、先ほど触れました「とのたる館」のサテライトキャンパスも活用し、大学をはじめ地元の小豆島中央高校及びNPO法人との連携を深め、地域おこし協力隊と協働で域学連携事業を充実させることにより、地域の受け皿体制の基盤強化や学生と地域、企業の接点強化に努め、地域の課題解決や魅力の発見につながるよう取り組んでまいります。

第2の柱は、「福祉、医療が充実し、互いを認め合うまちづくり」であります。

あらゆる世代が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、妊娠期からのケアや子育て支援などのほか、健康寿命の延伸への取り組みを推進するとともに、地域医療を維持し、高齢者福祉、障害者福祉の充実を図ってまいります。また、誰もが互いを認め合い支え合うことで生まれる、地域が一体となったまちづくりを目指してまいります。

まず、「子育て支援の充実」といたしまして、令和4年度に拡充、創設した18歳までの子ども医療費の支給、出産、子育て応援交付金、不妊、不育症治療

費助成を継続して実施してまいります。

5 年度からは、新たに、現在、第 3 子から支給しているエンゼル祝金を第 1 子から支給するとともに、18 歳までを対象とする子どものインフルエンザワクチン接種助成を実施いたします。

また、放課後児童クラブの教室数を増設し、受入れ人数を 60 名から 90 名に増やします。放課後子ども教室と合わせ、放課後の時間帯や週末等に児童が安心して過ごせる居場所を充実させることにより、子育て世代が仕事と子育ての両立を図れる環境づくりを進めてまいります。

子育て支援センターの運営や相談、援助体制についても充実を図り、多面的な子育て支援施策に積極的に取り組んでまいります。また、結婚新生活支援事業の対象を拡充し、経済的な理由で結婚を悩んでいる若者に対し、引っ越し費用や居住費等の助成を実施してまいります。

虐待を受けている子どもをはじめとする、要保護児童対策の充実のため、新たに「児童相談管理システム」を導入し、その児童に関する情報を一元的に管理し、円滑な対応に努めてまいります。また、虐待やネグレクトなど、保護を要する児童の早期発見や適切な対応を図るため、引き続き、専門職員を配置し、初期対応が迅速、的確に行える体制強化に努めるとともに、啓発リボンやポスターなどによる、虐待防止等啓発活動にも積極的に取り組んでまいります。

また、子育て施策や支援の方向性を定める「第 3 期子ども、子育て支援事業計画」の策定に向け、町民の皆さまの声を反映させるため、アンケート調査を実施いたします。

次に、地域福祉の充実につきましては、「第 4 期土庄町地域福祉計画」に基づき、総合的、計画的な地域福祉の推進に向け、事業に取り組んでまいります。

大規模災害等の発生時において、自主避難できない高齢者等の情報把握に努めるため、新たに「避難行動要支援者システム」を導入し、地域安全の推進を図ってまいります。

医療、保健、健康づくりの諸施策としましては、年々厳しくなる小豆島中央病院の医療確保について、行政としても全力を注いでまいります。小豆島町はもとより、医師会や関係機関とも連携し、病院とともに大学や県などへ働き掛け、小豆保健医療圏における保健医療体制の維持を図ってまいります。

歯科無医地区である豊島においては、県歯科医師会と連携し、週 1 回の診療を引き続き、実施してまいります。

また、豊島の救急支援体制につきましては、令和 5 年度から、新たに小豆地区広域行政事務組合の常備消防職員が勤務することにより、地元消防団の負担軽減と体制強化を図ることとしております。

高松市の救急艇を活用した転院、救急搬送と豊島などからの救急患者移送支

援につきましても、継続的に実施し、搬送体制の維持に努めてまいります。

また、令和4年度に助成額を増額し、通院以外にも利用できるようにした「通院困難者等支援事業」を引き続き実施し、移動手段の負担軽減を図ってまいります。

今後も引き続き、生活習慣病の予防と疾病の早期発見、早期治療を図っていくため、健康診査やがん検診を継続的に実施し、受診率の向上に努めるとともに、各種予防接種事業を実施し、疾病の予防や重症化の防止、感染症のまん延防止に取り組むほか、健康づくりの推進のため、「第3期健康増進計画」の策定に着手いたします。

高齢者福祉の充実につきましては、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らし続けられるよう、高齢者に関する施策や介護保険事業の方向性を定めるため、「第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の策定に取り組みます。

島内の介護職員の人材不足を解消するため、介護職員養成講座の受講料を引き続き助成してまいります。

高齢者の保健事業と介護予防を関係機関と連携して一体的に実施していくことにより、効果的な介護予防の推進を図ってまいります。

また、高齢者が積極的に社会参加できるよう支援するとともに、環境の整備にも取り組んでまいります。

障害者福祉の充実につきましては、障害者施策や支援の方向性を定める障害者計画等の策定に向け、町民の皆さまの声を反映させるため、アンケート調査を実施いたします。

また、小豆島町と連携して、新たなグループホームの設立を計画しており、家族の入院などの緊急時に対応できる受け入れ先を確保し、地域で安心して暮らしていけるよう、サービス提供体制の充実を図ってまいります。

この4月には、県立小豆島みんなの支援学校が開校します。支援学校および障害者福祉事業所と連携し、特別支援教育の充実に努めてまいります。

「土庄町、障害のある人もない人も、共に安心して暮らせるまちづくり条例」に基づき、さまざまな障害に対する理解の促進につながるよう、今後も周知啓発に努めてまいります。また、医療費助成や自立に向けた支援、自立した日常生活や社会生活をおくることができるようサポートし、障害者が自立し、安心して暮らせる社会づくりを推進してまいります。

第3の柱は、「自然と調和し、安全、安心に暮らせるまちづくり」であります。

道路や都市下水路などの公共インフラの充実と公共交通の確保、維持を図り、町民が快適な生活を送ることができるよう、住環境の整備に努めてまいります。

また、安全、安心な暮らしのため、庁舎を拠点とする防災体制の強化と南海トラフ大地震に備えた各種対策事業を推進するほか、公共施設の既存ストックを有効活用したまちづくりを目指してまいります。

沖之島架橋事業につきましては、1日も早い完成を目指すほか、町民生活および交通安全の向上、犯罪予防を図るため、町道改良整備及び舗装修繕工事、LED外灯の新設補助など、安全で快適な道路環境の整備に取り組んでまいります。

低地浸水区域における台風およびゲリラ豪雨時の雨水の流出増加などによる浸水被害を防ぐため、各ポンプ場施設の更新や大谷ポンプ場整備に継続して取り組むほか、旧土庄高校跡地の造成工事及びポンプ場施設の整備を進め、周辺地区の居住環境と安全性の向上、大量降雨時の排水機能の向上を図ってまいります。また、雨水公共下水道における排水区域内全域を対象とする内水浸水想定区域図の作成にも取り組むこととしております。

港湾、海岸の整備としましては、唐櫃漁港海岸について、津波、防潮対策の強化を図り、安全、安心に暮らすことができるよう、既設護岸の改良および胸壁、水門の新設整備を実施するほか、土庄港吉ヶ浦緑地の長寿命化計画を策定するため、現地調査を行います。

老朽化した行者原住宅の建て替えにつきまして、令和6年度からの工事着工に向け、実施設計に取り組んでまいりますとともに、町営住宅等長寿命化計画に基づき、青門ヶ丘住宅の外壁改修および住戸改善の実施設計にも取り組み、効率的かつ効果的に安心できる生活基盤の整備を進めてまいります。

町民の生命および財産を守ることを第一とし、南海トラフ大地震など大規模な地震に対する防災、減災のため、住宅の耐震性の向上を図る耐震診断、耐震改修工事に対する支援および耐震化リフォーム支援事業を継続するとともに、危険ブロック塀等撤去支援事業も継続してまいります。

また、都市景観の形成のため、引き続き、「老朽危険空き家除去支援事業補助金」を活用した支援を行うなど、景観条例に則った景観の維持を図ってまいります。

日常生活に不可欠である公共交通の確保、維持につきましては、路線バスや離島航路、コミュニティバスや福祉バスの運行および維持に要する支援に継続して取り組んでまいります。

令和5年度から、水道料金の改定が予定されております。令和10年度の県内水道料金統一に向け、9年度までに肥土山浄水場の更新工事を実施しておかなければならないことから、今回の料金引き上げはどうしても避けることができず、町民の皆さまには多大なご負担をお掛けすることになりますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、10年度からの統一料金は、高松市を基準に検討していく予定と、香川県広域水道企業団から聞いておりま

す。

自然環境の保全や環境衛生の充実といたしましては、合併浄化槽の設置に対する助成を継続的に行い、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図ってまいります。

ごみ処理につきましては、引き続き島外搬出を行ってまいります。小豆島町とともに、小豆地区広域行政事務組合による破碎ごみや粗大ごみの中間処理施設の整備に取り組み、ごみの減量化やリサイクルの強化を図ってまいります。

し尿処理につきましては、令和 5 年度から御影浄苑の長寿命化のための大規模改修に着手いたします。

小豆島や豊島が誇る自然環境を、将来に向け守っていくため、環境保全活動を推進するとともに、環境への負荷低減を目指し、環境保全意識の高揚を図ってまいります。海の環境維持のため、海底堆積ごみ回収事業に継続的に取り組んでまいります。脱炭素社会に向けては、世界的な目標である二酸化炭素排出削減に努めてまいります。また、引き続き、住宅用太陽光発電設備の設置に対する支援を実施してまいります。

動物愛護事業におきましては、狂犬病予防注射の促進や犬、猫の不妊、去勢手術費用に対する助成を行い、人と動物との共生環境づくりを図ってまいります。

交通安全対策の推進のため、小豆警察署と連携し、交通安全意識の高揚、啓発の徹底に努めてまいります。この 4 月から、自転車に乗る際のヘルメット着用が努力義務化されることを受け、新たにヘルメット購入費用に対する助成を行います。また、ドライブレコーダーの設置、購入、貸与に要する費用に対する助成を引き続き行い、安全運転意識の向上および交通事故の減少を図るとともに、運転免許自主返納支援事業に取り組み、高齢者ドライバーによる交通事故の防止を図ってまいります。

防災危機管理体制の充実としましては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るとともに、備蓄物資や設備の充実、消防団活動に使用する資機材の整備など支援体制を整え、災害発生時に機動的な対応ができるよう努めてまいります。

一方、大規模災害時には公助の機能だけでは限界があることから、平常時から「自ら取り組む自助」「地域で取り組む共助」を実施し、災害に備えることが必要になります。町民の皆さまに、自助、共助の重要性を認識し、行動していただけるよう、自主防災組織への支援や防災訓練の実施、研修会、啓発を実施してまいります。

また、家具類、転倒防止器具購入に対する助成を継続するほか、防災士資格取得にかかる費用に対する助成を拡充し、地域で防災力向上の担い手となる人

材の育成を図ってまいります。

大地震発生時における造成地の滑動崩壊や液状化による住宅の被害を軽減するため、町内に 2 カ所ある「大規模盛土造成地」の安全性把握のための変動予測調査を実施いたします。

防災重点農業用ため池である蛙子池に、ICT を活用した監視装置を導入し、遠隔監視による異常気象時等の安全確保および避難体制強化を図ってまいります。

また、赤崎地区の急傾斜地崩壊防止工事の継続、河川などの自然災害防止事業を実施し、防災、減災に努めてまいります。

町が所有する遊休資産の活用につきましては、旧戸形小学校跡地において、現在実施しているサウンディング型市場調査の結果を参考に、民間事業者による利活用の可能性について具体的に検討し、地域の活性化やにぎわいづくりに生かしてまいりたいと考えております。

また、計画的な土地利用の推進のため、立地適正化計画の策定に取り組んでおり、医療、福祉、商業、住居等のまちの機能の配置及び中心部と周辺地域を結ぶネットワークの計画を立案し、持続可能なまちづくりの形成を図ってまいります。

第 4 の柱は、「豊かな心と体を育み、歴史と文化を大切にするまちづくり」であります。

まちの未来を担う子どもたちの健やかな成長を支える学校教育の充実と、地域が一体となった健全育成体制の充実を図ってまいります。また、さまざまな世代の主体的な生涯学習や生涯スポーツ活動を推進するため、既存の公共施設を有効に活用するとともに、地域文化の継承など、歴史と文化を大切にするまちづくりを目指してまいります。

教育環境の充実として、土庄町における奨学金制度を一本化するとともに、「移住、定住の促進」で触れましたとおり、返還を支援する制度を新たに創設し、修学機会の確保および人材育成を図ってまいります。

老朽化が進んでおります大鐸こども園の施設整備に向けては、令和 5 年度から実施設計に取り組んでまいります。

また、GIGA スクールによる ICT 教育を推進し、情報化社会に対応した教育の推進に努めてまいります。ALT（外国語指導）を確保し、外国語教育および国際理解教育の充実、コミュニケーション能力の育成を図ってまいります。

校外活動の一環としましては、瀬戸、高松広域連携中枢都市圏事業において、劇団四季ミュージカルや瀬戸フィルハーモニー交響楽団の鑑賞およびこども未来館学習を行うとともに、各基金事業による神戸防災センターへの体験学習、東京都港区とのスポーツ交流事業に取り組み、豊かな人間性の育成、健康教育

の充実を図ってまいります。

中央学校給食センターにおいて、アレルギーがある子どもに安心して給食を提供するため、アレルギー対応のシステム調理台を増設いたします。また、安全、安心な学校給食の配給に取り組み、児童および生徒の健康維持と充実した活動を図ってまいります。

青少年の健全育成といたしまして、民法の改正による成人年齢の引き下げにより、令和4年度から名称を改めました「二十歳のつどい」を引き続き実施し、若い世代の自立する心の育成を図ってまいります。

生涯学習の充実としましては、土庄第二体育館の換気および排水工事、トイレの実施設計に取り組むとともに、令和6年度の工事着手に向け、刈崎第二グラウンドの測量および実施設計に取り組んでまいります。

中央図書館が、令和5年度に開館20周年を迎えることから、記念事業として、著名な作家をお招きした講演会やイベントを実施いたします。蔵書の充実をはじめ、ワークショップや豊島に図書を運搬して貸し出す移動図書館事業に継続して取り組み、町民の皆さまの幅広いニーズに応えてまいります。

讃岐ジオパーク構想推進準備委員会に参画し、県内関係市町および民間企業と連携して、香川の大地と自然、人々の暮らしや地場産業のルーツなどの探求を通し、地域産業の振興、ジオツーリズムなどによる交流の活性化を図ってまいります。

地域文化の継承と振興のため、10カ年計画で進めております特別天然記念物「宝生院のシンパク」の環境整備に、引き続き取り組むとともに、国の重要有形民俗文化財であります「肥土山の舞台」の消防設備整備に対する支援を行ってまいります。

県指定無形民俗文化財「小豆島農村歌舞伎」につきましては、平成27年に国の「記録策定等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択されており、国指定に向けて可能性が広がっております。また、町指定の天然記念物である小江の蕪崎（かぶらざき）断層は、県内でも珍しい地層であるため、文化財説明看板を設置し、次世代への継承、知名度向上を図ってまいります。

また、「とのたる館」2階を文化財保管室として、引き続き、整備に取り組み、各施設に点在している文化財を集約し、適切な保存、活用に努めてまいります。

第5の柱は、「共に創る、持続可能なまちづくり」であります。

地域と行政が一体となったまちづくりを推進するため、地域活動の核となる自治会活動を支援し、人口減少時代において、自らも地域を支えていく担い手の育成を図るとともに、積極的な行政情報の発信や町民意見の反映に努めてまいります。また、小豆地域として、小豆島町との連携は、あらゆる面で可能な限り深めていくとともに、周辺自治体との事業連携も促進し、行政サービスの

安定と広がり推進してまいります。さらには、ICT の活用を推進し、産学官連携による地域活性化と健全な行財政運営に基づく持続可能なまちづくりを目指してまいります。

地域コミュニティ活動を推進していく人材として、柔軟な発想や高いスキルなどを有する地域おこし協力隊はたいへん貴重であり、増員してまいります。

また、地域、行政、関係団体と連携して各種事業に取り組み、新たな魅力の掘り起こしなどにつなげ、情報発信のさらなる強化、地域や産業の活性化を図ってまいります。

地域間交流と広域連携の推進として、小豆島町との連携はもとより、高松市を中心市とする 3 市 5 町で連携協約を締結しております「瀬戸、高松広域連携中枢都市圏」事業において、新たに圏域全体でのファシリティマネジメントを実施し、圏域内の公共施設の総量抑制や施設の管理運営の効率化を図るとともに、さまざまな分野で相互に役割を分担し、圏域全体の経済の活性化と魅力を高める取り組みを推進してまいります。

また、歴史と文化の友好交流協定を締結している長崎県雲仙市とは、引き続き、商業まつりなど相互のイベント事業を通じて、交流を深めてまいります。

デジタル化の推進として、システムの強靱化、セキュリティ対策など情報環境整備に積極的に取り組み、行政サービスの向上及び事務処理の迅速化、効率化に加え、町民との情報の共有化も図ってまいります。

マイナンバーカードにつきましては、国は、この 3 月末までに、ほぼ全国民がマイナンバーカードを保有することを目標に掲げております。「社会保障」「税」「災害対策」などの分野における行政手続きの簡素化やオンラインで保険資格確認ができるなど、行政手続きのワンストップ化も進められております。保険証、免許証との一体化などマイナンバーカードの利活用シーンは今後さらに拡大し、住民サービスの向上にも資するものとなっていくと思われますので、取得がまだの方は、ぜひご検討いただきますようお願い申し上げます。

財政状況につきましては、沖之島架橋事業、行者原住宅建替え事業、肥土山浄水場の更新工事、ごみの中間処理施設整備など、大型公共事業に係る事業費負担が続くことから、地方債の償還見込み額は、令和 8 年度には約 14 億円まで増大し、財政調整基金残高の見込みは、9 年度には約 16 億円まで減少するなど、極めて厳しい見通しとなっております。それでも、必要な施策には取り組んでいかねばなりません。優先順位や平準化を意識した事業執行とあらゆる方策による財源の確保に取り組んでいく必要があります。

自主財源の確保としましては、ふるさと納税への取り組み強化の一環として、昨年 12 月に、四国地方初となる「旅先納税」を導入いたしました。徐々に回復傾向にある観光客らが、旅先でふるさと納税を行い、返礼サービスを現地で費

消する仕組みは、町財政にも地域経済にも、大変効果的ではないかと期待しており、寄附者のご好意を生かし、より良い町政となるよう、取り組んでまいります。

すべてを申し上げることができたわけではありませんが、以上のような方針で、各施策を展開するための令和5年度当初予算は、一般会計で総額92億7500万円、8つの特別会計は、総額で42億787万6千円となっております。前年度と比較しますと、一般会計は、4700万円、0.5%の増で、特別会計は、2億897万8千円、4.7%の減となっております。

私は、「子育て世代の方が増えていき、高齢者を支えていく」そのような町の姿が理想であると考えております。理想の町の姿に近づけていくため、粉骨砕身してまいります。同時に、私は、「次世代への負担は、可能な限り小さくしておくべき」と思っております。そのためには、地域で利益が生み出されて、継続的に循環していくことにより、地域が活性化していく仕組みをつくっていくことが重要であると思っております。

それは、行政だけで達成できるものではありません。行政が補助金などを活用し、1回限りの投資を行うだけでは、残念ながら循環は生まれません。

民間事業者や住民が主体となっこそ、利益を生み出す市場が地域に形成され、そこで人が雇用され、地域での消費が生み出されていくという「好循環」が可能になってまいります。

時代が変遷しても、わが町「土庄町で住みたい、土庄町に帰ってきたい」と思える魅力あるまちづくりに向けて、町民の皆さまとともに、誠心誠意、最大限の力を尽くしてまいります。

以上、私の町政運営の基本姿勢と方針、ならびに本日提案いたしました令和5年度予算の大要を申し述べさせていただきました。

議員の皆さまと町民の皆さまの一層のご理解とご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

休憩

○議長（高橋正博君）

暫時休憩いたします。再開は、11時20分とします。

休 憩 午前11時14分

再 開 午前11時20分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（高橋正博君）
再開いたします。

議案の上程、提案理由の説明（議案第 1 号～同意第 1 号）

○議長（高橋正博君）
日程第 5、議案第 1 号 令和 4 年度土庄町一般会計補正予算（第 6 号）の件から、日程第 47、同意第 1 号 土庄町教育委員会委員の任命についてまでを一括議題といたします。

なお、説明途中で休憩をはさむ場合がありますので、ご了承ください。

提出者から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

それでは、本定例会に提案いたしました、令和 4 年度各会計補正予算、令和 5 年度各会計当初予算につきまして、お手元に配布しております議案書と資料に基づいて、順次説明をさせていただきます。

令和 5 年 3 月土庄町議会定例会議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号、令和 4 年度土庄町一般会計補正予算（第 6 号）でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては歳出の際に説明いたします。

歳出としまして、30 ページ、31 ページをお願いします。

1 款 議会費、1 項 議会費、1 目 議会費の議員報酬関係費は、辞職した議員の人数が当初の想定から増加し、期末手当の算定期間が短い新議員が増加したことにより 7 万 6 千円を減額します。

続いて、職員給与費については、80 ページ、81 ページの 10 款 教育費、4 項

社会教育費、1 目 社会教育総務費の職員給与費まで、一般職にかかる人件費について、人員配置の変更および令和 4 年人事院勧告による給料および期末手当の引き上げに伴い、合計 1072 万 8 千円の増額となります。

続いて、議会運営費は、コロナの影響により視察研修等が中止となったため、旅費、自動車借上料等合わせて 174 万 9 千円を減額します。同じくコロナの影響により、議長が各種イベントや会合等へ参加できなかったことにより、交際費を 20 万円減額します。

下段にまいります。

2 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費の総務事務費は、電話料の不足見込額の計上と障害のある職員が電話対応するためのヘッドセットの購入に係る費用、合わせて 33 万 6 千円を計上しています。その他は精算により不用額を減額します。小豆地区広域行政事務組合負担金は、額の確定により 27 万 5 千円の減額です。

続いて、人事給与事務費は、コロナの影響により旅費 10 万円の減額です。人事評価運営支援業務委託料は、請負業者との交渉により、令和 3 年度からの繰越事業分で対応することとなったため 72 万 6 千円を皆減いたします。

6 目 財産管理費の旧土庄高校跡地整備事業は、用地造成の測量委託が完了したことにより 2 万 2 千円を減額します。

7 目 企画費の企画事務費は、実績見込みおよび精算により 55 万 9 千円を減額します。

続いて、移住交流推進事業は、地域おこし協力隊の活動経費等を実績見込みにより 221 万 8 千円を減額します。また、テレワーク促進等空き家改修補助金は申請がなかったため皆減いたします。

続いて、地域公共交通活性化・再生総合事業は、コロナの影響によりオリーブバスの運行収益が下がった一方で、燃料費の価格高騰、修繕の増加により経費も増加したため、991 万 3 千円の増額です。また、公共交通事業継続支援金については、実績により 25 万円を減額いたします。

34 ページ、35 ページ、続いて、地域生活交通路線運行事業は、コロナの影響によりオリーブバスの運行収益が下がった一方で、燃料費の価格高騰、修繕の増加により経費も増加したため、538 万 1 千円の増額です。

続いて、ふるさと納税推進事業は、実績により 588 万 1 千円を減額します。今年度の 12 月末までの寄附総額は、入金ベースで 3 億 2859 万 9 千円となっています。

続いて、域学連携交流事業は、地域おこし協力隊の活動経費等を実績見込みにより 293 万 8 千円を減額します。

8 目 交通安全対策費の交通安全対策事業は、実績見込みにより 37 万円を減額

します。

11 目 豊島交流センター費は、財源更正です。事業財源として歳入の太陽光発電の余剰電力売電収入を住民環境課で一括計上したことに伴うものであります。

12 目 高度情報化推進費の行政情報システム管理事業は、委託料と備品購入費について入札による不用額を減額します。また、使用料および賃借料については、自治体情報セキュリティ対策機器について、システム構築を含めた機器の導入完了後からリース料が発生することとなっており、今年度に契約後、令和 5 年度からリース料が発生することとなったため、今年度の予算 1795 万 2 千円を皆減といたしております。

続いて、17 目 臨時特別給付金事業費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業は、事業完了に伴う不用額 1298 万 4 千円を減額します。

36 ページ、37 ページの上段にまいります。

18 目 価格高騰緊急支援給付金事業費の価格高騰緊急支援拡大給付金事業は、こちらも事業完了に伴う不用額 18 万 2 千円を減額します。

中段、2 項 徴税费、2 目 賦課徴収費の賦課徴収事務費は、実績見込みにより不用額 107 万 8 千円を減額します。

続いて、税務手続デジタル化推進事業は、住民税特別徴収税額通知の電子化対応に係るシステム改修について、国から示された仕様が確定したことに伴い、100 万 9 千円の増額となっています。

38 ページ、39 ページの上段にまいります。

3 項 戸籍住民基本台帳費、1 目 戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事務費は、実績見込みにより旅費を 4 万 8 千円減額します。

続いて、個人番号カード交付事業は、申請件数の増加により郵便料が不足するため 7 万 4 千円を増額します。

下段、4 項 選挙費、2 目 参議院議員選挙費および 3 目 香川県知事選挙費は、それぞれ精算による不用額の減額です。

40 ページ、41 ページの下段、3 款 民生費、1 項 社会福祉費、1 目 社会福祉総務費の特別弔慰金支給事務費は、国費の交付決定が増額となったことに伴い 4 千円の増額補正となっています。

続いて、2 目 高齢者福祉費の老人ホーム入所措置事業は、実績見込みにより 1200 万円を減額します。

42 ページ、43 ページ、続いて、介護保険事業は、決算見込みにより介護保険事業特別会計繰出金 101 万 9 千円を減額します。

続いて、福祉サービス事業は、決算見込みにより福祉サービス事業特別会計繰出金 248 万 8 千円の減額です。

続いて、介護職員養成事業は、実績見込みにより 47 万 1 千円を減額します。

3 目 障害者福祉費の障害者医療費給付事業は、令和 3 年度の国庫負担金の超過交付返還のため 106 万 4 千円の計上であります。

続いて、障害者自立支援給付事業は、自立支援給付が実績見込みにより 1502 万 2 千円の増額です。国費 2 分の 1、県費 4 分の 1 を充当します。

また、昨年度の国庫負担金の超過交付返還のため 580 万 6 千円の計上です。

続いて、地域生活支援事業は、障害者支援区分認定事業の小豆地区広域行政組合負担金の確定により 12 万 2 千円を減額します。

続いて、心身障害者等医療費支給事業は、実績見込みにより 283 万円の増額です。

5 目 人権対策推進費の人権対策推進事務費は、コロナの影響により行事の中止や不参加により 5 万 5 千円を減額します。

44 ページ、45 ページ、

続いて、人権対策推進事業は、実績により不用額 26 万 6 千円を減額します。

6 目 隣保館運営費の隣保館運営事業は、コロナの影響により研修会等が未開催となったことにより 5 万 9 千円を減額します。

7 目 国民健康保険費の国民健康保険事業は、国民健康保険事業特別会計への繰出金で、決算見込みにより 99 万 7 千円の増額です。

8 目 後期高齢者医療費の後期高齢者医療事業は、広域連合の決算見込みにより 282 万 8 千円の減額です。

下段にまいります。

2 項 児童福祉費、2 目 児童福祉総務費の乳幼児医療費支給事業は、県が子どもの医療費無料化の対象を小学 3 年生まで拡充予定としたことに伴い、システム改修が必要になるため、改修に係る費用 38 万 5 千円を計上いたしております。

46 ページ、47 ページ、続いて、障害児通所支援事業は、実績見込みによる役務費と扶助費の不足分 651 万円の増額と、昨年度の国庫負担金超過交付分の返還金 33 万 7 千円の計上です。国費 2 分の 1、県費 4 分の 1 を充当します。

続いて、子育て世帯物価高騰支援特別給付事業は、実績見込みにより 161 万円を減額します。

4 目 保育所費の私立・町外保育所運営事業は、私立保育所運営負担金と町外公立保育所運営負担金において、児童数が確定したことなど事業費確定により、合わせて 724 万 2 千円を減額します。

続いて、私立認定こども園運営事業は、「せいけんじ」こども園の給付費負担金の精算により 40 万 8 千円の増額です。国費 2 分の 1、県費 4 分の 1 を充当します。

続いて、子育てのための施設等利用給付事業は、実績見込みにより 61 万 9 千円の減額と、昨年度の国庫負担金超過交付分の返還金 2 万 1 千円の計上であり

ます。

5 目 子育て支援センター費の子育て支援センター運営事業は、実績見込みにより 95 万 3 千円の減額と、昨年度の国庫補助金超過交付分の返還金 65 万円の計上です。

7 目 児童館運営費の児童館運営事業は、郵便料 4 千円の減額です。

48 ページ、49 ページ、8 目 少子化対策費のエンゼル祝金等支給事業は、エンゼル祝金の対象者が増加したことにより 40 万円の増額です。併せて財源の町債も増額しています。

続いて、特定不妊治療費助成事業は、実績見込みにより 143 万 8 千円を減額します。

続いて、子ども・子育て支援事業は、今年度は会議の開催を見送ったため不用額 8 万 8 千円を減額します。

続いて、こどもさくら公園維持管理費は、園内緑地整備委託料を実績により 8 万 9 千円減額いたします。

9 目 こども園費の公立認定こども園運営事業は、実績見込みにより 70 万円を減額します。コロナの影響により会議等の減少、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の減額によるものです。

続いて、公立認定こども園維持管理費は、来年 4 月から大部こども園に車イスを使用した児童が入園する予定であるため、新たにスロープを設置する費用 19 万 2 千円を施設修繕費に計上しています。また、北浦こども園で使用している食器消毒保管機の老朽化が著しく、使用不能になる可能性が高いこと、また、シンクについても老朽化が著しく衛生面の低下が懸念されるため、新たに購入する費用 49 万円を備品購入費に計上しています。薬剤散布手数料は毛虫の駆除を実施しなかったため皆減します。

続いて、四海こども園建設事業は、事業の完了により監理委託料を 6 万 6 千円減額します。また、事業費の確定により財源の町債を減額しております。

10 目 放課後児童クラブ費の放課後児童健全育成事業は、実績見込みにより 146 万円の減額と、昨年度の国庫補助金超過交付分の返還金 143 万 6 千円の計上です。

50 ページ、51 ページの下段にまいります。

4 款 衛生費、1 項 保健衛生費、1 目 保健衛生総務費の保健衛生事務費は、車両購入の完了に伴い不用額 186 万 2 千円を減額します。

続いて、健康づくり推進事業は、コロナの影響により健康づくり推進協議会が開催できなかったため、会議費用 6 万 8 千円の皆減です。

続いて、修学資金貸付事業は、人数の確定により 180 万円を減額します。

続いて、小豆島准看護学院助成事業は、入学者の減少に伴い、入学者募集に

係る宣伝広告費として補助金を 13 万円増額します。

続いて、虐待防止等ネットワーク協議会運営費は、昨年度の国庫補助金超過交付分の返還金 4 万円の計上です。

2 目 予防費の健康増進事業は、健康増進計画策定支援業務委託料の見積合わせにより 16 万 5 千円を減額します。

続いて、予防接種事業は、実績見込みによる不用額 827 万 4 千円の減額と、昨年度の国庫補助金超過交付分の返還金 25 万 8 千円を計上いたしております。

52 ページ、53 ページ、続いて、がん検診事業は、実績見込みにより不用額 337 万 1 千円を減額します。

続いて、母子保健事業は、実績見込みにより不用額 272 万 5 千円の減額と、昨年度の国庫補助金超過交付分の返還金 33 万 1 千円を計上いたしております。

続いて、後期高齢者健康診査等事業において、実績見込みにより不用額 275 万 1 千円を減額します。

続いて、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、集団接種の未実施等による不用額 1668 万 8 千円の減額と、昨年度の国庫補助金超過交付分の返還金 2974 万 1 千円を計上いたしております。

54 ページ、55 ページ、3 目 環境衛生費の合併浄化槽設置補助事業は、実績見込みにより 217 万 4 千円の減額です。今年度は 35 基分の補助となりました。

続いて、使用済自動車輸送費助成事業は、実績見込みにより不用額 5 万 9 千円を減額します。

続いて、環境対策事業は、実績見込みにより 363 万 2 千円を減額します。

続いて、太陽光発電設備設置対策事業は、実績により補助金 80 万円の減額、太陽光発電等設備管理基金積立金は、各課で予算計上して余剰電力収入金をここに一括計上したため増額となっております。

続いて、老朽危険空き家対策事業は、コロナの影響により、対策協議会が開催できず報酬および旅費合わせまして 2 万 6 千円を減額します。

続いて、ボランティア清掃支援事業は、企業版ふるさと納税を財源として実施する事業でありましたが、寄附がなかったため、皆減といたしております。

4 目 診療所費の病院事業は、小豆島中央病院企業団負担金の確定により 1170 万 8 千円の増額であります。

5 目 斎場管理費の斎場維持管理費は、価格高騰により不足する燃料費および電気料 37 万 7 千円を増額いたしております。

56 ページ、57 ページの上段にまいります。

2 項 清掃費、2 目 塵芥処理費の塵芥処理事業は、実績や負担金の確定により不用額 441 万 1 千円の減額と、土地開発公社で所有している土地を買い取るための費用として、2 億 1921 万 9 千円を計上いたしております。

3 目 し尿処理費のし尿処理事業は、豊島のし尿処理を民間委託にしたことにより、不用となった会計年度任用職員の報酬 10 万円を減額します。

続いて、御影浄苑運営事業は、基幹的設備改良工事に伴う発注支援業務委託料の入札による不用額 417 万 3 千円を減額します。

続いて、御影浄苑維持管理費は、競争見積りにより委託料 76 万円を減額します。

下段にまいります。

3 項 水道費、1 目 水道事業費の水道事業は、コロナ臨交金を活用し、水道企業団へ電気価格高騰対策支援の補助金を新たに交付する経費 488 万 7 千円を計上いたしております。

58、59 ページ、6 款 農林水産業費、1 項 農業費、1 目 農業委員会費の農地集積支援事業は、実績見込みにより 9 千円の増額です。

3 目 農業振興費の豊島食プロジェクト推進事業は、地域おこし協力隊を 2 名募集しておりましたが、応募がなかったため、不用額 825 万 2 千円を減額します。

続いて、経営所得安定対策等推進事業は、事業費確定により 6 万円を減額します。

続いて、次世代産業育成モデル事業は、事業者を公募しましたが、応募がなかったため、不用額を減額しています。

続いて、農業振興事業も各補助事業の実績見込みにより 522 万 4 千円を減額します。

60 ページ、61 ページの上段にまいります。

続いて、原油価格高騰対策緊急支援事業は、事業の完了により不用額 128 万円を減額します。

続いて、新規事業の活性化緊急支援事業 962 万 5 千円の計上です。コロナ臨交金を活用し、燃料価格および物価の高騰により先行きの不安から設備投資等を控えている事業者に対して設備投資等に係る費用を補助する事業となります。スキームは令和 2 年度の繰越事業で実施したものと同一であります。

4 目 畜産業費の飼料価格高騰対策事業は、事業の完了により不用額 5 万円を減額します。

5 目 農地費の農地一般事業は、単県土地改良事業嵩上補助金が事業精算に伴い 29 万 3 千円の減額です。

続いて、県営土地改良事業は、県営負担金でございますが、県営事業の事業費の確定に伴う負担金 9 万 4 千円の増額です。

続いて、多面的機能支払交付金事業は、補助金の対象農地の現況調査を行ったところ、地目変更を行っている箇所があり、補助金を返還させるため、返還

された補助金のうち国費および県費分の返還金 1 万 3 千円を計上いたしております。

下段にまいります。

2 項 林業費、1 目 林業振興費の造林事業は、事業費の確定により 145 万 6 千円を減額します。

続いて、林業補助事業は、事業費の確定により 24 万 3 千円を減額します。

続いて、大部財産区事業は、事業費の確定により大部財産区特別会計繰出金 90 万 3 千円の減額です。

62 ページ、63 ページの上段にまいります。

続いて、林業振興推進事業は、地域おこし協力隊に係る活動経費の実績見込みにより 113 万円の減額です。

続いて、森林整備促進基金積立費は、森林環境譲与税が見込みより多く交付されたため、積立額増額分 129 万 1 千円を計上いたしております。

続いて、新規事業の活性化緊急支援事業 200 万円の計上です。先ほど、農業費において説明いたしましたコロナ臨交金を活用し、物価高騰等により設備投資を控えている事業者に対して補助するものであります。

下段にまいります。

3 項 水産業費、1 目 水産業振興費の海底堆積ゴミ回収事業は、事業費の確定により不用額 240 万円を減額します。

続いて、カワウ食害対策事業は、鳥獣害対策協議会で実施することとしたため、皆減いたしております。

続いて、水産振興事業は、地域おこし協力隊に係る活動経費の実績見込みにより 124 万 1 千円の減額です。

続いて、原油価格高騰対策緊急支援事業は、事業の完了により不用額 320 万 4 千円を減額します。

64 ページ、65 ページの上段にまいります。

新規事業の活性化緊急支援事業 962 万 5 千円の計上です。農業費、林業費において説明いたしましたコロナ臨交金を活用し、物価高騰等により設備投資を控えている事業者に対して補助するものであります。

続いて、3 目 漁港建設費は、財源更正をいたしております。起債対象事業費の確定による町債の減額です。

下段にまいります。

7 款 商工費、1 項 商工費、2 目 商工業振興費の商工業振興事務費は、マイナポイントの受付業務を行う会計年度任用職員を任用するための費用を 25 万 3 千円増額いたします。財源として、国費の自治体マイナポイント事業費補助金を全額充当しています。

続いて、商工業振興団体助成事業は、小豆島まつりの事業精算に伴う減額です。

続いて、貨物自動車運送事業者等支援事業は、事業の完了により不用額 410 万円を減額します。

続いて、販路開拓支援事業は、実績見込みにより不用額 490 万 5 千円を減額します。

続いて、物価高騰等対策支援事業は、12 月補正で予算計上しておりましたが、財源であるコロナ臨交金が本省繰越できることとなったため、一部を令和 5 年度の当初予算で措置したことにより、振替額 5600 万円を減額いたしております。それ以外は、会計年度任用職員の報酬等人件費の精算であります。

66 ページ、67 ページ、3 目 観光費の観光事務費は、会計年度任用職員の人件費を実績見込みにより減額します。なお、タートルマラソンで動員した会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬をこちらで一括計上いたしております。

続いて、観光団体、イベント助成事業は、各補助金の確定により減額しています。また、入湯税が増額見込みのため、観光振興基金積立金を 547 万 6 千円増額いたします。

続いて、エンジェルロード公園運営事業は、電気料の高騰により不足額 21 万 9 千円の増額です。

続いて、瀬戸内国際芸術祭事業は、事業の精算による減額です。

続いて、地域資源活性化事業は、地域おこし協力隊の活動経費等を実績見込みにより減額、観光協会へ派遣予定であった地域おこし協力隊が採用に至らなかったため、1 名分の経費を減額、合わせて 455 万 9 千円を減額します。

68 ページ、69 ページの上段、続いて、雲仙市交流事業は、事業の精算により 11 万 1 千円を減額します。

下段にまいります。

8 款 土木費、1 項 土木管理費、1 目 土木総務費の宅地造成事業は、決算見込みにより宅地造成事業特別会計繰出金が 426 万円の減額です。

70 ページ、71 ページの上段にまいります。

2 項 道路橋りょう費、1 目 道路維持費の町道維持管理費は、道路台帳補正業務委託料の入札による不用額 30 万 5 千円の減額です。

2 目 町道新設改良費の県営道路橋りょう整備事業は、事業費精算により 139 万 7 千円を減額します。

続いて、社会資本交付金事業沖之島離島架橋事業は、事業進捗内容に伴う節の組み替えをいたしております。

続いて、道路メンテナンス事業橋梁長寿命化は、事業費精算により 245 万 5 千円を減額します。

中段にまいります。

3 項 河川費、1 目 河川総務費の県営河川海岸整備事業は、事業費精算により県営負担金 96 万 3 千円を増額しております。

下段、4 項 港湾費、2 目 港湾建設費の県営港湾整備事業は、当初予算において事業費を減額して予算化していたところ、県予算がついたため 342 万 7 千円の追加計上をいたしております。

続いて、単県港湾改良事業は、事業費確定により 49 万 1 千円の減額です。このことにより、充当財源の町債 50 万円を減額いたします。

72 ページ、73 ページの中段にまいります。

5 項 都市計画費、1 目 都市計画総務費の都市計画区域整備事業は、立地適正化計画策定業務委託料の入札による不用額 46 万 2 千円の減額です。財源の町債については、他の事業との調整により増額いたしております。

3 目 下水路建設費の社会資本交付金事業都市下水路整備は、事業進捗内容に伴う節の組み替えをいたしております。

続いて、下水路施設改良事業も、事業の進捗に伴い節の組み替えをいたしております。

続いて、社会資本交付金事業公共下水道整備も、事業の進捗に伴い節の組み替えをいたしております。

下段にまいります。

6 項 住宅費、1 目 住宅管理費の民間建築物耐震対策支援事業は、実績見込みにより 170 万円を減額します。

74 ページ、75 ページの上段にまいります。

続いて、民間住宅耐震化リフォーム支援事業は、実績見込みが 5 件分となり不用額 20 万円を減額します。

続いて、社会資本交付金事業住宅改修は、大木戸住宅駐車場整備工事の入札を 12 月に実施いたしました、物価の上昇等の影響により不調に終わったため、単価を見直したことにより 318 万円の増額となっています。

続いて、社会資本交付金事業町営住宅長寿命化計画は、事業の精算により 127 万 7 千円を減額します。

3 目 改良住宅建設費の社会資本交付金事業行者原住宅建替えは、各設計委託料の入札により不用額 606 万円を減額します。

下段にまいります。

9 款 消防費、1 項 消防費、1 目 常備消防費の常備消防事務費は、小豆地区広域行政事務組合負担金の確定により 286 万 8 千円の増額です。

2 目 非常備消防費の非常備消防事務費は、実績見込みにより不用額 56 万 2 千円を減額します。

続いて、消防団運営事業は、実績見込みにより不用額 74 万 6 千円を減額します。

76 ページ、77 ページにまいります。

3 目 水防費の水防事業は、消防団員の訓練参加者数等の実績により不用額 31 万円を減額します。

4 目 災害対策費の災害対策事業は、実績により自動車航送料 2 万 9 千円を減額します。

下段にまいります。

10 款 教育費、1 項 教育総務費、2 目 事務局費の教育総務事務費は、実績により不足する健康診断委託料 14 万 1 千円の増額、小豆地区広域行政事務組合の負担金確定に伴い 3 千円の減額です。

続いて、教育振興事業は、備品購入費を実績により減額、学校感染対策検査実施事業負担金については抗原検査キットが不足するため追加で購入する費用 2 万 7 千円を増額いたしております。コロナ臨交金を充当いたします。

さらに、新規事業として物価高騰等の厳しい経済情勢を踏まえ、大学生等の経済的負担軽減を図るため大学生等特別給付金 400 万円を計上いたしております。財源はコロナ臨交金を充当いたします。

続いて、ALT（外国語指導）事業は、入国時の PCR 検査証明が不要になったことにより皆減いたしております。

78 ページ、79 ページの上段にまいります。

続いて、奨学資金貸付事業において、実績により不用額 264 万円を減額します。

中段、2 項 小学校費、1 目 学校管理費の小学校維持管理費は、需用費については、電気料の高騰による不足額 206 万円を増額しています。工事請負費は、豊島小学校遊具設置工事の工事費確定により 9 万 9 千円を減額します。

2 目 教育振興費の教育振興事業は、コロナの影響により、神戸防災センターへの視察体験学習ができなかったため、池西正輝教育振興補助金 100 万円が皆減となります。

また、扶助費は要、準要保護児童、特別支援教育就学者の対象児童の確定により 78 万 6 千円を減額します。

下段にまいりまして、3 項 中学校費、1 目 学校管理費の中学校維持管理費は、電気料については、電気料の高騰による不足額 53 万 3 千円を増額しています。物品修繕費については、土庄中学校のエレベーターにおいて、毎月行っている定期点検で非常電源用バッテリーの取り替え等が必要との結果が出たため修繕を行う費用 25 万 3 千円を計上しています。

2 目 教育振興費の教育振興事業は、コロナの影響により、笠井寛こどもスポ

ーツ交流事業が中止となったため、笠井寛こどもスポーツ交流補助金および交流基金積立金、合わせて 200 万円が皆減となります。

また、扶助費は要、準要保護児童、就学特別援助の対象児童の確定により 149 万 4 千円を減額いたします。

80 ページ、81 ページの下段にまいります。

4 項 社会教育費、1 目 社会教育総務費の社会教育事務費は、コロナの影響により各公民館で生涯学習事業の実施回数が減少したことによる謝礼の減額 20 万円であります。

続いて、社会教育振興事業は、施設使用料還付金については、歳入還付で対応することとしたため皆減としております。積立金については、各施設の使用料収入が当初見込みより増えたことに伴い、基金積立金 159 万 4 千円の増額です。

続いて、自主事業運営事業は、コロナの影響により第 23 回童謡音楽祭が中止となったことによる経費 30 万円の減額です。

続いて、文化財保護事業は、実績により不用額 78 万 2 千円を減額します。

2 目 公民館費の公民館運営事業は、会計年度任用職員が 1 名減となったことにより 319 万 9 千円の減額、コロナの影響により各教室や地区運動会が中止となったこと等により 25 万 5 千円の減額、合わせて 345 万 4 千円を減額します。

82 ページ、83 ページ、続いて、公民館維持管理費は、刈崎公民館トイレ改修工事の設計、工事請負の実績見込み、備品購入費の購入実績により不用額 254 万 4 千円を減額します。

3 目 少年育成センター費の少年育成センター事業は、小豆地区広域行政事務組合負担金の確定により 13 万 7 千円の減額です。

4 目 図書館費の中央図書館維持管理費は、実績により不用額 111 万 2 千円を減額します。

5 目 人権教育費の人権フェスタ運営事業は、事業の完了により不用額 4 万 8 千円を減額します。

続いて、人権研修啓発事業は、コロナの影響により中止や人数制限となった講演会等に係る経費 17 万 8 千円の減額です。

続いて、学力向上総合推進事業は、コロナの影響により中止や人数制限となった講演会等経費 37 万 7 千円の減額です。

84 ページ、85 ページの上段にまいります。

6 目 大坂城残石記念公園費の大坂城残石記念公園維持管理費は、コロナ臨交金を活用した備品購入の完了により不用額 2 万 8 千円を減額します。

7 目 小豆島尾崎放哉記念館費の小豆島尾崎放哉記念館維持管理費は、こちらも同じくコロナ臨交金を活用した備品購入の完了により不用額 2 万 8 千円を減

額します。

下段にまいります。

5 項 保健体育費、2 目 中央学校給食センター費の中央学校給食センター運営事業は、厨房機器更新工事の請負差金 918 万 5 千円を減額します。充当財源の町債 1120 万円を減額します。

続いて、中央学校給食センター維持管理費は、給食センター内の調理室と下処理室との間にある自動ドアが故障しているため、修理費用 37 万 4 千円を計上しています。

3 目 体育施設費の体育施設維持管理費は、施設修繕費、設計委託料、備品購入費は、実績により不用額 235 万 7 千円を減額します。併せて財源のコロナ臨交金等も減額をしております。また、総合会館空調中央監視装置更新工事の入札を 12 月に行いましたが不調となり、再度設計し直したことにより 376 万 6 千円を増額しております。それに伴い財源の町債も 320 万円増額しております。

86 ページ、87 ページ、12 款 公債費、1 項 公債費、1 目 元金の長期債償還金元金は、償還額が確定したことにより 117 万 7 千円の減額です。

2 目 利子の長期債償還金利子も償還額が確定し、利率の上昇により 133 万 9 千円の増額となっております。

1 ページにお戻りください。

以上が、補正予算の概要でございまして、今回の補正額は、6595 万 4 千円の増額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 99 億 8620 万 5 千円となります。

次に、第 2 条、繰越明許費については、8 ページ、9 ページ、第 2 表のとおり 32 事業でございます。

次に、第 3 条、地方債の補正については、10 ページ、11 ページ、第 3 表のとおり 23 事業について変更しております。

飛びまして、91 ページをお開きください。

議案第 2 号 令和 4 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてでございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 100 ページ、101 ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目の一般管理事業は、普通郵便から特定記録郵便に変更したため、不足額 42 万 7 千円の増額です。

中段にまいります。

2 款 1 項 1 目の一般被保険者療養給付費事業から 102、103 ページの中段、3 款 2 項 2 目 退職被保険者等後期高齢者支援金等分までは決算見込み、または確定通知等から 9093 万円を減額するものであります。

下段にまいります。

5 款 3 項 1 目の職員給与費は、令和 4 年人事院勧告による職員給与費が 9 万 7 千円の増額です。

104 ページ、105 ページにまいります。

8 款 1 項 1 目の返還金事業は、過年度国庫補助負担金の返還金 60 万 4 千円の計上であります。

以上が、補正予算の概要でございまして、今回の補正額は 8980 万 2 千円の減額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 18 億 3936 万 4 千円となります。

107 ページをお開きください。

議案第 3 号 令和 4 年度土庄町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 116 ページ、117 ページをお願いします。

2 款 1 項 1 目の一時借入金利子は、額確定により 39 万 3 千円の減額です。

続いて、3 款 1 項 1 目の前年度繰上充用金は、額の確定により 1526 万 7 千円の減額です。

以上が、補正予算の概要でございまして、今回の補正額は 1566 万円の減額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 3007 万 3 千円となります。

119 ページをお開きください。

議案第 4 号 令和 4 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてでございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 128 ページ、129 ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目の一般管理事業は、小豆地区広域行政事務組合負担金の確定により 105 万 5 千円の減額となり、それに伴い、一般会計繰入金も同額の減額であります。

中段にまいります。

続いて、2 款 1 項 1 目の居宅介護サービス給付事業から 130 ページ、131 ページの上段、2 款 4 項 2 目の高額介護予防サービス事業までにおいて、決算見込みまたは確定通知等からそれぞれ増減し、増減 0 とするものでございます。

続いて、3 款 1 項 1 目の基金積立事業は、繰越金の積立金 9275 万 5 千円を計上いたしております。

下段にまいりまして、続いて、4 款 1 項 1 目の介護予防・生活支援サービス事業は決算見込み、または確定通知等から 300 万円の増額です。

132 ページ、133 ページをお願いします。

4 款 3 項 1 目の総合相談事業費から 3 目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費までの職員給与費は、令和 4 年人事院勧告により 17 万 1 千円の増額です。

以上が、補正予算の概要でございまして、今回の補正額は 9487 万 1 千円の増額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 22 億 5685 万 4 千円となります。

135 ページをお開きください。

議案第 5 号 令和 4 年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。

第 1 条、歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 146 ページ、147 ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目 介護予防支援事業費の職員給与費から、中段の 2 款 1 項 1 目 居宅介護支援事業費の職員給与費までは、令和 4 年人事院勧告により 58 万 8 千円の増額、次の居宅介護支援事業は会計年度任用職員の病休により 254 万 9 千円の減額であります。

下段にまいります。

2 款 2 項 1 目 訪問介護サービス事業費の訪問介護サービス事業は、会計年度任用職員の退職により報酬等が 302 万 1 千円の減額です。

以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は、498 万 2 千円の減額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 8664 万 2 千円となります。

151 ページをお開きください。

議案第 6 号 令和 4 年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 160 ページ、161 ページをお願いします。

2 款 1 項 1 目の広域連合分賦金は、広域連合の決算見込みにより保険基盤安定負担金が 282 万 8 千円の減額です。

以上が、補正予算の概要でございまして、今回の補正額は 282 万 8 千円の減額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 2 億 7484 万 1 千円となります。

休憩

○議長（高橋正博君）

ここで、暫時休憩します。再開は、12 時 20 分といたします。

休 憩 午後 0 時 14 分

再 開 午後 0 時 20 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（高橋正博君）

再開いたします。

先ほどの続きの説明を求めます。

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

それでは引き続き、令和 5 年度各会計当初予算に係る議案の説明をさせていただきます。

別冊の令和 5 年度一般・特別会計当初予算書、会計別当初予算額調に基づき説明させていただきます。

内容の詳細につきましては、委員会付託が予定されておりますことから簡単な説明とさせていただきます。

まず薄い、一般・特別会計当初予算書の 1 ページをお開きください。

議案第 7 号 令和 5 年度土庄町一般会計予算でございます。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 92 億 7500 万円と定めております。これは、対前年度比 0.5% の増、4700 万円の増となっております。

第 2 項で、2 ページから 6 ページにかけまして、第 1 表 歳入歳出予算により、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額を定めております。

第 2 条で、7 ページ、第 2 表 債務負担行為のとおり、御影浄苑整備事業と自治体情報セキュリティ強化対策事業に対する債務保証の期間、限度額を定めて

おります。

第3条で、8ページの第3表 地方債のとおり、本年度予定している主要事業34件の起債限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めております。

第4条で、一時借入金の借入最高額を7億円と定めております。

第5条で、歳出予算のうち人件費の同一款内での流用を定めております。

歳入歳出予算のうち、主なものにつきまして、お手元の令和5年度会計別当初予算額調、こちらでご説明させていただきます。

予算額調の2ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、1款 町税につきましては、前年度より3084万9千円の増の14億6821万5千円となっております。

6款 法人事業税交付金は、750万円の増の3650万円となっています。

7款 地方消費税交付金は、4470万円の増の3億5470万円となっています。

飛びまして、10款 地方交付税は、1億3000万円の増の33億8000万円となっています。

14款 国庫支出金は、2億2768万8千円減の7億4808万7千円となっています。

15款 県支出金は、934万7千円減の5億1598万7千円となっています。

17款 寄附金は、6368万7千円の増の4億304万5千円となっています。

18款 繰入金は、9673万円の増の7億5957万1千円となっています。

20款 諸収入は、1162万円の増の3億1449万1千円となっています。

21款 町債は、1億220万円減の8億9030万円となっています。

歳入の各項目につきましては、増減がございますが、調整後の歳入総額を92億7500万円と定めております。

次に、3ページをお開きください。

歳出は、厳しい財政状況の中、町長の方針として、働く場所や雇用及び担い手の確保、子育て支援、移住定住促進の充実を掲げ、新規事業といたしましては、移住定住推進事業の若者住宅取得助成事業補助金、Uターン同居リフォーム支援事業補助金、予防接種事業の子どものインフルエンザワクチン接種、母子保健事業の出産・子育て応援交付金、大鐸こども園建設事業、奨学金貸付事業の奨学金返還Uターン支援補助金、中央学校給食センター運営事業のアレルギーコーナー増設工事、体育施設維持管理費の土庄第二体育館改修工事、トイレ建設工事实施設計、刈崎第二グラウンド整備事業の設計などがございます。また、継続事業として、エンゼル祝金等支給事業の拡充、商工業振興団体助成事業のそうめんサミット開催負担金、販路開拓支援事業、地域雇用活性化推進事業などを計上いたしております。

一方、瀬戸内国際芸術祭事業、中央学校給食センター運営事業調理設備の更

新、四海こども園建設事業、県営土地改良事業・沖之島ポンプ場改修工事などが皆減となっております。

次に、歳出の主なものにつきまして区分ごとにご説明いたします。

1 款 議会費 79 万 7 千円減の 8026 万 5 千円となっております。

2 款 総務費は、2 億 4757 万 4 千円の増の 18 億 4119 万 5 千円となっております。

3 款 民生費は、644 万 2 千円の増の 21 億 5303 万円となっております。

4 款 衛生費は、1 億 2886 万 6 千円の増の 12 億 7092 万 6 千円となっております。

5 款 労働費は、1 千円の増の 3013 万 2 千円となっております。

6 款 農林水産業費は、6583 万 1 千円の増の 3 億 6603 万 9 千円となっております。

7 款 商工費は、3029 万円の増の 2 億 9826 万 4 千円となっております。

8 款 土木費は、4 億 382 万 3 千円減の 8 億 5526 万 4 千円となっております。

9 款 消防費は、1505 万 7 千円減の 4 億 1304 万 5 千円となっております。

10 款 教育費は、561 万 7 千円の増の 7 億 1290 万 8 千円となっております。

12 款 公債費は、1794 万 4 千円減の 12 億 4643 万 2 千円となっております。

以上で、令和 5 年度一般会計予算の説明を終わります。

続きまして、予算書のほうに移ります。予算書の 9 ページをお開きください。

議案第 8 号 令和 5 年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算でございます。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 17 億 4000 万 5 千円と定めております。対前年度比は、9.7%の減、1 億 8636 万 7 千円の減となっております。

第 2 項で、10 ページから 12 ページにかけまして、第 1 表 歳入歳出予算により、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額を定めております。

第 2 条で、一時借入金の借入最高額を 2 億円と定めております。

第 3 条で、歳出予算のうち人件費ならびに保険給付額にかかるそれぞれの同一款内での流用を定めております。

次に、13 ページをお開きください。

議案第 9 号 令和 5 年度土庄町港湾整備事業特別会計予算でございます。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2240 万円と定めております。対前年度比は、35.4%の減、1226 万円の減となっております。

第 2 項で、14 ページから 15 ページにかけまして、第 1 表 歳入歳出予算により、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額を定めております。

第 2 条で、一時借入金の借入最高額を 2500 万円と定めております。

17 ページをお開きください。

議案第 10 号 令和 5 年度土庄町宅地造成事業特別会計予算でございます。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3067 万 9 千円と定めております。対前年度比は 32.9%の減、1505 万 4 千円の減となっております。

第 2 項で、18 ページから 19 ページにかけまして、第 1 表 歳入歳出予算により、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額を定めております。

第 2 条で、一時借入金の借入最高額を 4000 万円と定めております。

21 ページをお開きください。

議案第 11 号 令和 5 年度土庄町大鐸財産区事業特別会計予算でございます。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 297 万円と定めております。対前年度比は、29.5%の減、124 万 2 千円の減となっております。

第 2 項で、22 ページから 23 ページにかけまして、第 1 表 歳入歳出予算により、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額を定めております。

第 2 条で、一時借入金の最高額を 390 万円と定めております。

25 ページをお開きください。

議案第 12 号 令和 5 年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算でございます。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1587 万 3 千円と定めております。対前年度比は、15.8%の減、298 万 8 千円の減となっております。

第 2 項で、26 ページから 27 ページにかけまして、第 1 表 歳入歳出予算により、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額を定めております。

第 2 条で、28 ページ、第 2 表 地方債のとおり、本年度予定している公営企業会計適用事業の起債限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めております。

第 3 条で、一時借入金の最高額を 390 万円と定めております。

次に、29 ページをお開きください。

議案第 13 号 令和 5 年度土庄町介護保険事業特別会計予算でございます。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 20 億 1858 万 8 千円と定めております。対前年度比は、0.1%の減、150 万 4 千円の減となっております。

第 2 項で、30 ページから 31 ページにかけまして、第 1 表 歳入歳出予算により、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額を定めております。

第 2 条で、一時借入金の借入最高額を 2 億円と定めております。

第 3 条で、歳出予算の人件費ならびに介護給付費に係るそれぞれ同一款内での流用を定めております。

次に、33 ページをお開きください。

議案第 14 号 令和 5 年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算でございます。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8741 万 4 千円と定めております。対前年度比は、2.1%の減、184 万 1 千円の減となっております。

第 2 項で、34 ページから 35 ページにかけまして、第 1 表 歳入歳出予算によ

り、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額を定めております。

第2条で、一時借入金^{（注）}の最高額を2000万円と定めております。

第3条で、歳出予算の^{（注）}人件費に係る同一款内での流用を定めております。

次に、37ページをお開きください。

議案第15号 令和5年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8994万7千円と定めております。対前年度比は、4.4%の増、1227万8千円の増となっております。

第2項で、38ページから39ページにかけまして、第1表 歳入歳出予算により、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額を定めております。

第2条で、一時借入金^{（注）}の借入最高額を3000万円と定めております。

以上で、令和5年度の各会計当初予算に係る提案説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

では、私から議案第16号から議案第42号についてご説明申し上げます。

議案書の162ページから165ページをご覧ください。

議案第16号 土庄町個人情報保護法施行条例でございます。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴いまして、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案書の166ページから168ページをご覧ください。

議案第17号 土庄町個人情報保護審査会条例でございます。

個人情報保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案書の169ページをご覧ください。

議案第18号 土庄町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例でございます。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続いて、議案書の170ページから177ページをご覧ください。

議案第19号 土庄町多目的交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

土庄町多目的交流施設の供用開始に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続いて、議案書の 178 ページをご覧ください。

議案第 20 号 土庄町官製談合再発防止対策検討委員会設置条例を廃止する条例でございます。

令和 4 年 12 月 20 日の答申をもって、土庄町官製談合再発防止対策検討委員会の設置目的を達成したため、本条例を廃止しようとするものでございます。

続いて、議案書の 179 ページ、180 ページをご覧ください。

議案第 21 号 土庄町入札契約監視委員会設置条例でございます。

官製談合再発防止対策検討委員会の答申により、入札および契約手続における透明性および公正性を確保することを目的に、土庄町入札契約監視委員会を設置するため、本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案書 181 ページから 193 ページをご覧ください。

議案第 22 号 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

令和 4 年人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書の 194 ページから 209 ページをご覧ください。

議案第 23 号 土庄町職員の定年に関する条例の一部を改正する条例でございます。

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を引き上げるほか、管理監督職勤務上限年齢制および定年前再任用短時間勤務制を導入するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案書の 210 ページから 231 ページをご覧ください。

議案第 24 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年の引上げに伴う所要の改正を行うため、関係条例を整備しようとするものでございます。

議案第 23 号の改正を受けて、7 条例の一部改正および 1 条例の廃止でございます。

次に、議案書の 232 ページ、233 ページをお開きください。

議案第 26 号 土庄町長等の倫理に関する条例でございます。

官製談合再発防止対策検討委員会の答申により、町長、副町長および教育長が、町民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に行使して自己または特定の者の利益を図ることのないよう必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案書の 237 ページから 238 ページをご覧ください。

議案第 27 号 土庄町職員の倫理に関する条例でございます。

官製談合再発防止対策検討委員会の答申により、職員が町民全体の奉仕者であって、その職務が町民から負託された公務であることに鑑み、職員の公務員としての倫理の保持および公正な職務の執行に関し必要な措置を講ずることにより、その使命感の自覚と高揚を促すとともに、職務の執行の公正さに対する町民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する町民の信頼を確保するため、本条例を定めようとするものでございます。

次に、議案書の 240 ページから 242 ページをご覧ください。

議案第 28 号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

交替制とした場合の投票管理者等、入札契約監視委員会委員および土庄町長等倫理審査会委員についての報酬の額を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書 243 ページから 248 ページをご覧ください。

議案第 29 号 土庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

令和 4 年人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書の 249 ページ、250 ページをご覧ください。

議案第 30 号 土庄町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

人事評価制度の見直しに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

続いて、議案書の 251 ページをご覧ください。

議案第 31 号 土庄町庁舎建設基金条例を廃止する条例でございます。

土庄町庁舎建設事業の終了に伴い、本条例を廃止しようとするものでございます。

続いて、議案書の 252 ページから 254 ページをご覧ください。

議案第 32 号 土庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書 255 ページをご覧ください。

議案第 33 号 土庄町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例でございます。

令和 5 年 4 月から土庄放課後児童クラブの教室を拡充することに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案書 256 ページから 258 ページをご覧ください。

議案第 34 号 土庄町奨学金条例の一部を改正する条例でございます。

土庄町奨学金条例における対象者および奨学金額等の見直しを図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書 259 ページから 261 ページをご覧ください。

議案第 35 号 土庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、262 ページをご覧ください。

議案第 36 号 土庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

特定教育・保育施設および特定地域型保育事業ならびに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書の 263 ページから 265 ページをご覧ください。

議案第 37 号 土庄町すこやかエンゼル祝金等条例の一部を改正する条例でございます。

エンゼル祝金の支給対象を第 1 子からとするため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書の 266 ページから 267 ページをご覧ください。

議案第 38 号 土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

健康保険法施行令が一部改正されたことに伴い、出産育児一時金を増額しようとするため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書の 268 ページをご覧ください。

議案第 39 号 土庄町看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例でございます。

大学・短大・専門学校の修学における奨学金制度の一本化に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、269 ページをご覧ください。

議案第 40 号 土庄町理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例の一部を改正する条例でございます。

議案第 39 号と同様、大学・短大・専門学校の修学における奨学金制度の一本化に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書の 270 ページから 272 ページをご覧ください。

議案第 41 号 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更に
ついてでございます。

地方自治法第 252 条の 2、第 1 項の規定に基づき、土庄町と高松市との間において締結した瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の 273 ページをご覧ください。審議資料は、275 ページになります。

議案第 42 号 財産の処分についてでございます。

土庄町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、王子前分譲地のうち土庄町字洲鼻甲 267 番 145 の 1 筆、281.76 m²を 1210 万円で売却することについて議会の議決を求めるものです。

以上でございます。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

議案書の 274 ページをご覧ください。

同意第 1 号 土庄町教育委員会委員の任命については、現委員の河原陽文氏が令和 5 年 4 月 2 日をもって任期満了となるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、引き続き同氏を任命いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

本人の経歴は、記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋正博君）

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

散会

○議長（高橋正博君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午後 0 時 59 分